

信用取引及び貸借取引規程

目 次

第1章 総 則	1
第2章 信用取引	1
第1節 通 則	1
第2節 制度信用取引	3
第3章 貸借取引	3
第4章 雑 則	3
付 則	4

信用取引及び貸借取引規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、定款第35条の規定に基づき、本所の市場における有価証券の売買に係る信用取引及び会員が本所の市場における有価証券の売買の決済のために本所が指定する証券金融会社（以下「指定証券金融会社」という。）から本所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引（以下「貸借取引」という。）について、必要な事項を定める。

2 本所の市場における有価証券の売買に係る信用取引の受託に関する事項については、定款第30条の規定に基づく受託契約準則に定めるところによる。

(平成10.12.1変更)

(定 義)

第2条 この規程において制度信用取引とは、品貸料及び弁済の繰延期限について、この規程及び受託契約準則に定めるところに従って行う信用取引をいう。

2 この規程において一般信用取引とは、品貸料及び弁済の繰延期限について、顧客との間で合意した内容に従って行う信用取引をいう。

(平成10.12.1、11.10.1変更)

第2章 信 用 取 引

第1節 通 則

(新株予約権証券の信用取引の禁止)

第3条 会員は、新株予約権証券及び株券上場廃止基準に該当した株券その他本所が適当でないと認めた銘柄について、信用取引を行ってはならない。

(平成8.1.1、10.12.1、12.4.7、14.4.1、18.5.1変更)

(立会外分売及び立会外自己株式取得取引に係る信用取引の禁止)

第4条 会員は、立会外分売及び立会外自己株式取得取引の売買に係る信用取引を行ってはならない。

(平成10.12.1、17.12.8変更)

(役員及び従業員に対する信用取引の禁止)

第5条 会員は、自己の役員又は従業員のために信用取引を行ってはならない。

(平成10.12.1変更)

(信用取引における貸付けに係る対価の算出)

第5条の2 会員は、信用取引に関し、顧客から徴収すべき有価証券又は金銭の貸付けに係る対価の額の算出においては、社内対当の状況及び貸借取引等による有価証券又は金銭の調達に要する費用、有価証券又は金銭の貸付けに係る事務手続

に要する費用その他の費用を勘案するとともに、売付顧客と買付顧客の負担に係る取扱いにつき公平を欠くことのないよう配慮しなくてはならない。

(平成 14. 5. 7 追加)

(信用取引に関する情報の提供)

第 6 条 会員は、信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該信用取引に関する事項に係る情報を毎月提供するものとする。ただし、顧客が認可金融商品取引業協会に所属する金融商品取引業者である場合又は法第 45 条若しくは金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）第 111 条第 1 号の規定により、顧客に取引残高報告書に記載すべき事項に係る情報の提供を要しない場合については、この限りでない。

2 制度信用取引に係る前項に規定する信用取引に関する事項は、銘柄、売付け又は買付けの別、数量、約定値段、売買成立日及び最終弁済申出期限とする。ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令第 108 条第 7 項の規定により同条第 1 項第 2 号トに掲げる事項に代えて、同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額とすることができる場合には、約定値段に代えて、当該平均額とすることができる。

3 一般信用取引に係る第 1 項に規定する信用取引に関する事項は、前項に掲げる事項のほか、顧客との間で合意した品貨料の内容とする。

4 第 1 項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第 1 号に掲げる方法による当該情報の提供に係る請求があった場合にあっては、当該方法）により行うものとする。

(1) 信用取引に関する通知書の送付

(2) 信用取引に関する事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第 56 条（第 1 項第 1 号ニ、第 2 項第 3 号ロ及び第 4 号を除き、同項第 3 号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは「を記録した」と読み替える。）に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）による提供

5 第 1 項の規定による情報の提供を前項第 2 号に掲げる方法により行おうとする会員は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) あらかじめ、顧客に対し、その旨並びにその用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、第 1 項の規定による情報の提供を前項第 2 号に掲げる方法により受けることについて、当該顧客の書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第 57 条の 3 に定める方法と同様の方法による承諾を得ること

(2) あらかじめ、顧客に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること

a 電磁的方法の種類及び内容

b 会員に対し、当該顧客が前項第 1 号に掲げる方法による当該情報の提供を請求することができる旨

(平成 10. 12. 1、11. 10. 1、13. 4. 1、14. 2. 1、19. 9. 30、27. 3. 16、令和 7. 4. 1 変更)

第2節 制度信用取引

(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止)

第7条 正会員は、制度信用取引を行うことができる銘柄（以下「制度信用銘柄」という。）以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。

2 制度信用銘柄の選定は、本所が定める規則により行う。

(平成 12. 4. 7 追加)

(制度信用取引の品貸料)

第8条 会員が貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる銘柄（以下「貸借銘柄」という。）の制度信用取引に係る品貸料は、本所が銘柄ごとに定める。

(平成 10. 12. 1、11. 10. 1、12. 4. 7 変更)

(制度信用取引に係る権利処理)

第9条 制度信用取引に係る配当請求権、株式分割による株式を受ける権利その他の権利の処理に関し必要な事項については、本所が規則により定める。

(平成 10. 12. 1、12. 4. 7、13. 4. 1、18. 5. 1 変更)

(貸借銘柄)

第10条 貸借銘柄は、制度信用銘柄のうちから本所が選定する。

2 貸借銘柄の選定は、本所が定める規則により行う。

(平成 12. 4. 7 変更)

第3章 貸借取引

(貸借取引の制限)

第11条 会員は、制度信用取引に基づく普通取引に係る決済又は自己の信用売り若しくは信用買いに係る普通取引に係る決済以外のために貸借取引を行ってはならない。

(平成 10. 12. 1、12. 4. 7、15. 1. 14 変更)

(貸借取引に係る決済)

第12条 貸借取引（有価証券等清算取次ぎによるものを含む。）に係る金銭又は有価証券の借入れ及び返済並びに担保としての当該借入金に係る買付有価証券又は当該借入有価証券に係る売付代金の差入れ及び返戻は、株式会社日本証券クリアリング機構の業務方法書に定めるところによるものとする。

(平成 12. 4. 7、14. 6. 25、15. 1. 14 変更)

第4章 雑則

(自己の信用売り又は信用買いの決済期限)

第13条 会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る普通取引を行った場合は、売

買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目（休業日を除外する。）の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。

（平成15.1.14、令和元.7.16変更）

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第14条 有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買を行う者と、貸借取引に有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該貸借取引を行う者とみなしてこの規程（第12条を除く。）を適用する。

（平成15.1.14追加）

（他市場制度信用取引の未決済勘定）

第15条 制度信用銘柄である銘柄（国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄に限る。）が、当該他の金融商品取引所のいずれかにおいて本所が別に定める態様により上場廃止となる場合であって、かつ、当該上場廃止となる国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における顧客の当該銘柄の売買に係る他市場制度信用取引（国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該他の金融商品取引所の規則に定めるところに従って行う信用取引をいう。以下同じ。）に係る未決済勘定を制度信用取引に係る未決済勘定として取り扱うことについて、その旨及び取扱いを開始する日を正会員と当該顧客が合意したときは、当該他市場制度信用取引に係る未決済勘定は、当該日以後制度信用取引に係る未決済勘定とみなす。この場合において、当該日は、当該上場廃止の日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）以後の日であることを要するものとする。

（平成16.12.13追加、19.9.30変更）

（信用取引及び貸借取引に関する必要事項の決定）

第16条 本所は、この規程に定める事項のほか、信用取引及び貸借取引に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

（平成16.12.13追加）

付 則

本規程は、昭和53年6月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和53年10月2日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和59年3月12日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和 61 年 3 月 5 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 第 5 条第 2 項の改正規定は、平成 3 年 6 月 17 日から、第 8 条第 2 項の改正規定は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、本所が定める金利については、平成 3 年 10 月 1 日前においては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成 3 年 11 月 29 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 4 年 10 月 12 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 5 年 8 月 10 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 7 年 10 月 2 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、弁済が行われていない信用取引は、この改正規定の施行後においては、制度信用取引とみなす。ただし、当該信用取引に係る通知書及び金利については、改正後の第 6 条第 2 項及び第 7 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、会員（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成 10 年法律第 107 号）附則第 12 条第 2 項に規定するみなし登録証券会社又は同第 59 条第 2 項に規定するみなし登録外国証券会社に限る。）については、この改正規定施行の日から平成 11 年 3 月 31 日までの間においては、改正前の第 7 条の規定を適用する。この場合において、同条中「売買取引等」と

あるのは「売買等」とする。

付 則

この改正規定は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成 10 年法律第 107 号）附則第 1 条第 3 号に定める政令で定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 12 年 4 月 7 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 5 月 7 日から施行し、同日以後に行われる新規の信用取引による売付け又は買付けから適用する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 6 月 25 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 1 月 14 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 16 年 12 月 13 日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 17 年 12 月 8 日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 18 年 5 月 1 日

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 27 年 3 月 16 日

付 則

- 1 この改正規定は、平成 31 年 7 月 16 日から施行し、この改正規定施行の日以後に第 13 条に規定する売買成立の日の 6 か月目の応当日が到来する自己の信用売り又は信用買いの決済から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成 31 年 7 月 16 日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。